

「責任共有制度」が導入されます!

沖縄県信用保証協会付き融資は、お客様の借入金額に対して信用保証協会が原則として100%保証していました。平成19年10月1日保証申込受付分からは、「責任共有制度」が導入されることとなり、制度の導入により、保証付き融資は一部の保証を除いて80%保証となります。

尚、保証付き融資をご利用の皆様にとって、基本的には保証ご利用に当たってのお申込手続き、ご融資を受けたあとの返済等は、これまでと変わりません。

①責任共有制度導入後の信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱は、そのいずれかになります。なお、ご融資を受ける金融機関が「負担金方式」または「部分保証方式」のいずれであっても、保証ご利用の上で手続きに違いはありません。

②保証料

責任共有制度の対象となる保証については、原則として、保証料は現行に比べると低くなります。また、お客様のお取引金融機関が「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれであっても、ご負担いただく保証料は同じです。

③責任保証制度の対象となる保証制度

原則として全ての保証制度が、責任共有制度の対象となります。尚、経営安定関連保証(セーフティネット保証)、創業関連保証など、一部の補償が対象から除かれます。

お問い合わせは/沖縄県信用保証協会(本所 098-863-5300 支所 098-933-6091)まで

安全運転管理者等の選任について

～選任義務があるのにまだ選任していない事業所は早めに選任届を!～

1. 安全運転管理者等の役割

安全運転管理者とは、事業所において、業務中における交通事故防止をするために、日頃から適正な運行計画、日常点検、運転者の安全教育等必要な安全対策を行う者です。

選任しない場合は、5万円以下の罰金となります。(道路交通法第74条の3第1項、第4項)



2. 安全運転管理者等の選任が必要な事業所は?

自動車の使用者(事業主)は、一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、下記の4の資格要件を備える者のうちから、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任しなければなりません。

(1) 安全運転管理者を選任しなければならない事業所

- ① 乗車定員が11人以上の自動車を1台以上使用している場合
- ② その他の自動車については、5台以上
(大型・普通自動二輪車1台は、0.5台として計上。原付は含まない。)

(2) 副安全運転管理者も選任しなければならない事業所

上記安全運転管理者を補助する者として、20台以上の自動車を正在使用している場合に選任する。
(20台増える毎に1人を選任する。例えば20台以上～39台の場合 副安管理者1名)



3. 安全運転管理者等の届出

自動車の使用者は、安全運転管理者等を選任又は解任したときには、15日以内に、使用の本拠地を管轄する警察署を経由して沖縄県公安委員会に届け出て下さい。

【届け出に必要な書類】

- ① 安全運転管理者に関する届出書(最寄りの警察署で発行)
- ② 戸籍謄本又は住民票の写し(外国人の場合は、外国人登録書の写し)
- ③ 運転記録証明書(自動車安全運転センターで発行)

※ 必要書類の詳細については、最寄りの警察署の交通課にお問い合わせ下さい。



4. 安全運転管理者の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年齢	○20歳(副安全運転管理者を選任しなければならない場合にあっては30歳)以上	○20歳以上
経験	①自動車の運転の管理に関して2年以上の実務経験を有する者 ②又はこれらと同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者	①自動車の運転の管理に関し1年以上の実務経験を有する者 ②3年以上の運転経験を有する者
欠格事由	①公安委員会の解任命令に基づいて、安全運転管理者等を解任されてから2年以内の者 ②過去2年以内に次の違反行為をした者 ○ひき逃げ・酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転 ○酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗 ○酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認 ○自動車使用制限命令違反	

5. 安全運転管理者制度の対象拡大 (平成20年6月までに施行)

250CCを超える自動二輪車を使用している貨物軽自動車運送業者も、安全運転管理者の選任が義務化されます。



※ 安全運転管理者等の届出に関しては、最寄りの警察署又は警察本部交通企画課(862-0110内線5046)にお問い合わせ下さい。